

【ポスター発表】

障害者政策をめぐる社会的対話のしくみ

—スウェーデンを事例に—

○ 中部学院大学 氏名 福地 潮人 (006475)

キーワード：スウェーデン 社会的対話 障害者

1. 研究目的

本報告では、障害者政策をめぐる社会的対話のしくみについて検討する。ここで言う社会的対話とは、政府と市民社会組織間の政策形成・決定過程における対話のことである。とくに障害者政策をめぐることは、当事者主権（中西・上野 2024）の考え方に沿った政策を立案する上では、障害のある本人やそのご家族の参加が欠かせない。本研究が事例として取り上げるスウェーデンは「参加社会」と呼ばれるほど、市民参加が浸透した国である（神野 2024）。障害者政策に関しても、個々の当事者が障害者団体を介して政府と対話している。他方で日本では、そのような社会的対話は十分に制度化されていない。2022年に国連・障害者権利委員会から示された対日審査総括所見でも、政府の障害者団体との対話不足が繰り返し指摘されており、対話のしくみづくりが喫緊の課題となっている。以上から本報告では、日本における当事者参加型民主主義のシステム構築を目指す上での示唆を得ることを目的に、スウェーデンの障害者政策をめぐる社会的対話のしくみを把握する。

2. 研究の視点および方法

スウェーデンにおける障害者政策をめぐる社会的対話のしくみを対象に、それらの歴史と現状、近年の課題について把握する。方法としては、同国における社会的対話に関する先行研究やスウェーデン政府が刊行している報告書を分析する。

3. 倫理的配慮

本研究は人を対象としたものではないが、研究の実施に当たっては日本社会福祉学会の研究倫理綱領を遵守している。なお、報告者には報告すべき利益相反はない。

4. 研究結果

スウェーデンにおける障害者政策をめぐる社会的対話は調査委員会（Utredningskomité）制度と、それに連なるレミス(紹介)制度を通してなされている。調査委員会とは、「政府の決定によって招集され、調査を任務とする人々の集団であり、また、政治的立場の根拠を提供するために一時的に設置される機関」である（Statsrådsberedningen 1999）。政府は政策立案時に調査委員会を招集し、政策の背景となる現状把握、政策目的、改正法案、改革の遂行に伴う効果、予測される課題などについて総合的に分析し、報告を行うよう指令を下す。調査結果は、調査報告書「SOU シリーズ」としてまとめ上げられ、公開される。その後、関係機関に対して報告書に対する意見が求められる。障害者政策の

場合、レミスと呼ばれるこの過程には中央省庁や地方自治体に加えて、機能権スウェーデンや DHR などの全国組織が加わり、メンバーである当事者の声を反映するべく答申 (Remissvar) を示す。

いずれの制度に関しても、ここ 30 年ほどの間に政治的重要性を失っているとの指摘があり、その理由をネオ・コーポラティズム (NC) の衰退と関連づける論者もいる (例えば、Dahlström et al. 2021)。しかし、調査委員会制度は NC よりもはるかに古い歴史を有しており、同国における NC の衰退と直接結びついている訳ではない。また、障害者政策分野では、とりわけ重要事項については、調査委員会による事前調査とレミスを通じた事前審議が依然として重視されている。加えて、これらの制度化された社会的対話は、政府—市民社会組織間での水平で相互依存的なガバナンス・ネットワーク (GN) を通じた非公式で日常的なコミュニケーション (Hysink et al. 2016) によって支えられている。さらには、すべてのコミュニンに障害者委員会が設けられるなど、ローカル・レベルでの社会的対話のしくみも保障されている (Johansson m.fl. 2019)。例えば、2018 年 LSS 危機においても、政府の示す緊縮色濃厚な新 LSS 法案に対し、レミスに加え GN や各地の障害者委員会で当事者団体が猛反発したことで、政府は方針転換を余儀なくされている (福地 2022)。

5. 考察

以上から、障害者政策に関する限り、スウェーデンの調査委員会とレミスは、マルチレベルのスキームに支えられつつ、対話のしくみとしてなおも機能し続けていると言える。日本で当事者参加型民主主義システムの構築を検討する際にも、社会的対話の制度化はさることながら、GN とローカル・ガバナンスでそれらを補完することが肝要となろう。

【参考文献】

Dahlström, C. et al.(2021) No More Political Compromise? Swedish Commissions of Inquiry 1990–2016, *Scandinavian Political Studies* 44(4), 416-440.

福地潮人(2022)「スウェーデンにおける LSS 改革: 政府と障害者団体の関係に焦点を当てて」社会政策学会誌『社会政策』14(2), 105-116.

Hysing, E. et al.(2016) Making governance networks more democratic: lessons from the Swedish governmental commissions, *Critical Policy Studies*, 10(1), 21-38.

神野直彦(2024)『財政と民主主義: 人間が信頼し合える社会へ』、岩波新書。

Johansson, H. m.fl.(2019) *Mellan röst och service: Ideella organisationer i lokala välfärdssamhällen*, Lund: Studentlitteratur AB.

中西正司・上野千鶴子(2024)『当事者主権 [増補新版]』、岩波新書。

Regeringskansliet (2021)Svara på remiss: Om remisser av betänkanden och andra förslag från Regeringskansliet (SB PM 2021:1).

Statsrådsberedningen(1999)Kommittéhandboken (Ds 2000:1).

※本報告は科研費 (23K01948) の助成を受けて実施した研究成果の一部である。